

○第2次北秋田市総合計画策定審議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第2次北秋田市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市の行政を総合的かつ計画的に推進するために、市長の諮問に応じ第2次北秋田市総合計画（以下「総合計画」）の策定に関し必要な事項を調査及び審議するため、審議会を設置する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、公募及び推薦の方法により選出し、市長が委嘱する。

(部会)

第4条 審議会に部会をおくことができる。

2 部会の組織・運営に関しては、審議会が定める。

(任期)

第5条 任期は、委嘱の日から総合計画答申の日までとする。

(委員長および副委員長)

第6条 審議会に委員長を置く。委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 審議会は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 前項の場合において委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(関係者の出席)

第8条 委員長は必要と認めるとき、審議会に諮り、関係者の出席を求め意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月10日から施行する。
- 2 第7条第1項の規定に関わらず、最初にかかれる会議は市長が招集する。